

介護医療院かねのくま 重要事項説明書

令和6年8月1日

1. 事業者の概要

事業者の名称	医療法人相生会 介護医療院かねのくま
法人所在地	福岡県福岡市博多区店屋町6番18号
法人種別	医療法人
代表者氏名	入江 伸
電話番号	092-504-0097(代表)

2. 施設の概要

1) 施設の名称等

施設の種類	介護医療院
施設の所在地	福岡市博多区金の隈3丁目24番16号
指定年月日	令和元年10月1日
指定番号	40B0900017
利用定員	45人

2) 建築構造

構造	鉄筋コンクリート造3階建
延べ床面積	873.5㎡

3) 居室環境

居室の面積	室数	面積	1人当たりの面積
1人部屋	1室	13.59㎡	13.59㎡
2人部屋	0室	0.0㎡	0.0㎡
3人部屋	0室	0.0㎡	0.0㎡
4人部屋	11室	308.51㎡	7.01㎡

4) 施設内の主な設備

食堂	1室	機能訓練室	5室
一般浴室	1室	談話室	食堂と共用

3.事業の運営方針

- 1) 長期にわたり、療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、その者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるようにするものとする。
- 2) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って介護医療院サービスの提供に努めるものとする。
- 3) 明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他保険医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めるものとする。

4.職員配置と勤務体制及び業務内容について

1) 事業者職員の配置

職 種	人 数	業務内容
医 師	1 人	医学的管理
看護師	10 人	医学的管理に基づく看護
介護職員 (介護福祉士、ホームヘルパー2級含む)	12 人	介護に関する全般
薬剤師	6 人	薬剤に関する業務
放射線技師	2 人	放射線に関する業務
検査技師	4 人	検査に関する業務
機能訓練指導員	5 人	リハビリテーション
管理栄養士	1 人	栄養管理及び食品の安全衛生管理

2) 職員の勤務体制

職 種	勤務時間帯
医 師	08:50～17:00(日勤) 17:00～09:00(当直)
看護職員 介護職員	08:50～17:00(日勤) 16:50～01:00(準夜) 00:50～09:00(深夜) 3交替制 06:50～15:00(早出) 11:50～20:00(遅出)
その他の職員	08:50～17:00(日勤)
休 暇	4週8休

3) 介護保険給付サービス

種 類	内 容
食 事	・管理栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。
排 泄	・利用者の状況に応じた適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
おむつ代	・おむつ代は介護保険給付サービスに含まれます。
入 浴	・個々の状態に応じて毎週入浴介助を行います。 ・寝たきり等で座位をとれない方は、特殊浴槽を用いての入浴も可能です。
清潔の援助等 着替え・整容等	・寝たきり防止のため、出来るだけ離床に配慮します。 ・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。 ・清潔なシーツへの交換は、週1回実施します。
機能訓練	・理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による利用者の状況に応じた機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。
健康管理	・当施設は、利用者及びその家族からの相談について誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。

4) 介護保険給付外サービス

サービス種別	内 容
美 容	・当施設では、委託業者により理容サービスを提供しております。
衣類のクリーニング	・当施設では、委託業者により衣類等のクリーニングサービスを提供しています。
衣類・タオルのレンタル日用品の提供	・当施設では、委託業者により衣類・タオルのレンタル、日用品の提供をしております。

5. 施設の利用に当たっての留意事項

- (1) 介護医療院利用に際し、医師の診療方針及び看護及び医学的管理の下における介護並びに計画担当介護支援専門員の作成する施設サービス計画に沿った介護医療院サービスの提供を受けるものとする。但し、その方針やサービス計画及び提供されたサービスに対し、それを受け入れることが困難な場合は拒否・修正を求めることができるものとする。
- (2) 介護医療院利用に際して、利用料並びにその他のサービス基準額を超える費用の支払いを求められた場合は、その内容及び説明を受け、当該施設に支払うものとする。
- (3) 介護医療院入所中に、非常災害等の避難訓練及び事態に遭遇した場合は、その指揮・監督の指示に従うものとする。
- (4) 介護医療院利用に際し、その病状等に対し、当該施設からの必要な施設サービスの提供が困難を極める場合は、適切な病院若しくは診療所等への転所を講じられることを承諾しなければならないものとする。
- (5) 介護医療院利用に際し、療養の必要性がないと判断され、退所を余儀なくされた場合はその指示に従うものとする。

- (6) 介護医療院利用に際し、正当な理由なしに介護医療院サービスの提供に関する指示に従わない場合は、退所を命ぜられることに承諾するものとする。
- (7) 利用者及び利用者の家族等の禁止行為
 - 職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）
 - 職員に対する精神的暴力（個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）
 - 職員に対するセクシャルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為）
- (8) 介護医療院利用に際し、介護医療院サービスの提供を受けるに当たり、その本人又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合は本人又はその家族等に、その態様及び時間等十分に説明し、文書により同意を得て、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うものとする。
- (9) 介護医療院利用に際し、介護医療院サービスの提供を受けるに当たり、本人又はその家族は、療養上必要な事項について、理解しやすいよう懇切丁寧な指導又は説明を求めることができるものとする。
- (10) 介護医療院利用に際し、要介護認定の被保険者証を提示しなければならない。
- (11) 介護医療院施設内に設置された備品等、許可なく使用することはできない。

6.事故発生時の対応

- (1) 介護医療院は、利用者に対する介護医療院サービスの提供により事故が発生した場合は医療安全対策委員会に速やかに報告し、市町村、利用者の家族に対して連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者に対する介護医療院サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。
- (2) 介護医療院は、利用者に対する介護医療院サービスの提供により事故が発生した場合の対応方法については、医療安全対策委員会の医療安全対策マニュアル等により対応する。
- (3) 介護医療院は、賠償すべき事態を考慮して、損害賠償保険に加入若しくは賠償資力を有するよう努めるものとする。
- (4) 介護医療院は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐため医療安全対策委員会が医療安全対策マニュアル等に基づき対策を講じるものとする。

7.非常災害対策

非常災害対策は次のとおりとする。

- (1) 風水害・地震・火災等に備え、防火管理者をおく。
- (2) 防火管理者は非常災害時に備え、自衛消防組織の編成、年2回消火・通報・避難訓練の計画を立案・実施するものとする。
- (3) 防火管理者は、消防用設備・備品の点検整備、避難通路・避難口・安全区画等の避難施設の維持・管理を行うものとする。
- (4) 防火管理者は、非常災害時は迅速・適切な指揮を行い、他の従業者は管理者の指揮の下に、安全かつ適切な対応を講じるものとする。

8.身体拘束

当施設は、『「身体拘束ゼロ作戦」の推進』に取り組んでおり、原則として利用者に対する身体拘束をいたしません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、医師及び医療安全対策委員会が、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を必要と判断した場合はその態様及び時間等十分に説明し、文書により同意を得て、身体拘束その他、利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合は、医師がその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療記録に記載することとします。

9.相談、要望、苦情等は下記の窓口までお申し出下さい。

相談窓口	金隈介護プランサービス 金隈病院患者サポートセンター	管理者 担当者	
受付時間	月曜日～金曜日 9:00～17:00		
電話番号	092-504-0097	FAX番号	092-504-1502

10. 利用者負担金について

介護保険給付サービス

負担割合証の割合が1割の方の表示をしています。

基本料金	介護医療院		介護予防・短期入所療養介護			
	型介護医療院サービス費()-		型介護医療院介護予防短期入所療養介護費()- 型介護医療院介護短期入所療養介護費()-			
介護度	月(30日)あたりの目安	1日あたり	1日あたり			
要支援1			696円			
要支援2			865円			
要介護1	26,115円	871円	935円			
要介護2	29,563円	986円	1,052円			
要介護3	37,056円	1,236円	1,307円			
要介護4	40,222円	1,341円	1,414円			
要介護5	43,107円	1,437円	1,511円			
加算料金 (主なもの)	サービス提供体制強化加算	690円	23円	23円		
	介護職員処遇改善加算 14	300～550円	10～20円	10～20円		
	科学的介護推進体制加算	63円		送迎費	片道	193円
	療養環境減算()	-784円	-27円	-27円		
	協力医療機関連携加算(1)	105円				
	高齢者施設等感染対策向上加算()	11円				
	高齢者施設等感染対策向上加算()	6円				
	生産性向上推進体制加算()	11円				
	栄養マネジメント強化体制加算	345円	12円			
	口腔衛生管理加算()	115円				
	初期加算(入所時より30日間のみ)	941円	31円			
	療養食加算	565円	1食につき 7円	1食につき 7円		
特定診療 利用者負担 (主なもの)	感染対策指導管理	180円	6円	6円		
	褥瘡対策指導管理	180円	6円	6円		
			一回につき	一回につき		
	リハビリテーション (作業療法)(20分につき)		123円	123円		
	言語・聴覚療法 (20分につき)		203円	203円		
	摂食機能療法		208円	208円		
	短期集中リハビリテーション		240円	240円		
	理学療法・言語療法情報活用加算1	33円				
理学療法・言語療法情報活用加算2	20円					

日数や端数計算により誤差が生じます。

介護職員処遇改善加算 14につきましては、介護度や加算状況により料金が異なります。

特定の診療を受けた場合(カテーテル交換、CT撮影、各指導料等)を行った場合、別途料金が生じます。

介護保険給付外サービス（1日あたり）

	介護医療院	介護予防・短期入所療養介護
居住費(滞在費) 光熱水費相当分	437 円	437 円
注 食費(食材費,調理費相当分)	一般 1,600 円	朝食 465 円 昼食 565 円 夕食 570 円
テレビ使用料(利用者のみ)	154 円	154 円
健康管理費 予防接種	実費	実費
美容	委託業者(実費)	委託業者(実費)
日用品等	委託業者(実費)	委託業者(実費)
衣服のクリーニング	委託業者(実費)	委託業者(実費)

食費は負担減額制度があります。以下、段階にて区分されます。

第1段階・・・生活保護受給者、老齢福祉年金受給者 (300円)

第2段階・・・非課税所帯であって、所得80万円以下 (390円)

第3段階・・・非課税所帯であって、所得80万円超120万円以下 (650円)

第3段階・・・非課税所帯であって、所得120万円超の方 (1,360円)

一般・・・上記、第1段階～第3段階を除く

入所ご利用の食事については、何れも1日当たりの金額になりますので朝・昼・夕何れか1食の場合でも上記金額を頂きます。

1 1 .利用者負担金のお支払い方法

(1) お支払いについて

利用者お支払いは、月末締めで翌月 10 日頃に請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払いをお願いします。

(2) 領収書の発行について

事業所は、利用者から支払いを受けたときは、利用者に対し領収書を発行致します。確定申告及び高額医療等で領収書を使用する場合がありますので、大切に保管して下さい。領収書の再発行は致しません。

1 2 . 公的機関の相談窓口

福岡市博多区	福祉・介護保険課	0 9 2 - 4 1 9 - 1 0 8 1
福岡市東区	福祉・介護保険課	0 9 2 - 6 4 5 - 1 0 6 9
福岡市中央区	福祉・介護保険課	0 9 2 - 7 1 8 - 1 1 0 2
福岡市南区	福祉・介護保険課	0 9 2 - 5 5 9 - 5 1 2 5
福岡市城南区	福祉・介護保険課	0 9 2 - 8 3 3 - 4 1 7 0
福岡市早良区	福祉・介護保険課	0 9 2 - 8 3 3 - 4 3 5 5
福岡市西区	福祉・介護保険課	0 9 2 - 8 9 5 - 7 0 6 6

福岡県国民健康保険団体連合会 介護保険相談窓口 0 9 2 - 6 4 2 - 7 8 5 9

福岡県社会福祉協議会 運営適正化委員会 0 9 2 - 9 1 5 - 3 5 1 1

養介護施設における高齢者虐待に関する行政の相談等窓口

福岡市役所保健福祉局高齢社会部事業者指導課 0 9 2 - 7 1 1 - 4 2 5 7